

# 訓練の実施概要

## 1 今回の訓練の特色

第46回九都県市合同防災訓練は、「災害対策基本法」及び「第46回九都県市合同防災訓練実施大綱」に基づき、関東大震災以降災害の都市型災害となった阪神・淡路大震災及び未曾有の大災害となった東日本大震災や能登半島地震等から得られた教訓を生かして、次の8点を重点に地域の実情に応じた訓練を実施した。

- (1) 都市の過密化や土地の高度利用により多様化する都市型災害に対応した訓練
- (2) 「九都県市災害時相互応援に関する協定」及び国や区市町村、指定地方公共機関等の各種相互応援協定に基づき、応援派遣や救援物資輸送等の広域的な訓練
- (3) 住民、自主防災組織及び行政機関が協力した避難所の開設・運営訓練
- (4) 発災時の応急対策に支障を来さないように、道路における車両等の通行を禁止するなど実践的な道路交通対策訓練
- (5) 地震により陸路が途絶した想定のもとで、海・河川及び空路を震災時における重要な輸送路と位置づけを行うとともに、船舶や航空機等を活用した救援物資緊急輸送訓練
- (6) 帰宅困難者対策として、鉄道機関、警察機関と連携し大規模ターミナルでの駅混乱防止及び避難誘導訓練
- (7) 九都県市地域の事業所、NPO法人、ボランティア団体等における、その責務と役割に応じた実践的な訓練
- (8) 災害時要配慮者の訓練への参加

## 2 実施日及び場所

都県市名	訓練日	会場
埼玉県	9月7日(日)ほか	県営権現堂公園2号公園ほか
千葉県	10月19日(日)ほか	海上自衛隊 館山航空基地 第2グラウンド ほか
東京都	8月31日(日)ほか	宮の下運動公園、日の出町民グラウンド など
神奈川県	11月9日(日)	神奈川県立城ヶ島公園 ほか
横浜市	9月28日(日)	谷本公園(横浜市青葉区)
川崎市	8月31日(日)	川崎市立川崎総合科学高等学校、多摩川河川敷
千葉市	8月31日(日)	イオンモール幕張新都心周辺
さいたま市	9月1日(月)ほか	荒川総合運動公園 ほか
相模原市	8月31日(日)	相模総合補給廠一部返還地(相模原市中央区内)

### 3 発災対応型訓練

受援都区市	応援都区市	応援内容
千葉県	千葉市	千葉市消防局航空課による知事搬送訓練、急患広域搬送訓練
神奈川県	横浜市	横浜市消防局航空消防隊による救出救助訓練
さいたま市	埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・相模原市	埼玉県防災航空隊・佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部・東京消防庁・藤沢市消防局・横浜市消防局航空隊・川崎市消防局航空隊・千葉市消防局・相模原市消防局による救出救助訓練
相模原市	川崎市	川崎市消防局航空隊による情報収集訓練

#### (1) 広域応援・受援訓練

九都区市相互及び防災関係機関等との連携・協力体制の充実を図るため、各種相互応援協定に基づく訓練を実施した。

ア 人員・資機材等の応援訓練

イ 救援物資緊急輸送訓練

九都区市災害時相互応援に関する協定に基づく、救援物資の受け入れのため陸上輸送に対応する救援物資集積拠点の開設・運営を行った。

応援都区市	受援都区市
千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・相模原市	埼玉県
埼玉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・相模原市	千葉県
埼玉県・千葉県・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・相模原市	東京都
埼玉県・千葉県・東京都・横浜市・川崎市・千葉市・相模原市	神奈川県
埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・川崎市・千葉市・相模原市	横浜市
埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・千葉市・相模原市	川崎市
埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市	千葉市
埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・相模原市	さいたま市
埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市	相模原市

ウ その他九都県市以外の機関との連携訓練

埼玉県	<p>1 幸手市災害時応援協定締結自治体（埼玉県久喜市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町）による救援物資緊急輸送訓練時の情報伝達訓練</p> <p>2 近隣消防本部（局）（春日部市消防本部、羽生市消防本部、越谷市消防局、三郷市消防本部、蓮田市消防本部、吉川松伏消防組合消防本部、草加八潮消防局）による救出救助訓練</p>
さいたま市	関西広域連合によるブース出展

(2) 災害対策本部訓練

職員非常参集、災害対策本部設置・運営、情報受伝達の訓練を実施した。

(3) 情報伝達・広報訓練

広報車、防災行政無線、ヘリコプター等による情報伝達に加え、ソーシャルメディア、モバイルやドローン等を活用し、被害状況等を迅速かつ正確に伝達する訓練を実施した。

(4) 避難・救護活動

地域と消防、警察、自衛隊、海上保安庁等の防災関係機関が連携・協力して、道路の損壊や橋梁の倒壊等により孤立した地域の住民等に対し、安全な場所への避難誘導、倒壊家屋からの救出・救護や高層建物、車両内等からの救出・救護等を実施した。

(5) 火災防御活動

住民が消火器等を使用して初期消火を行うとともに、事業所や消防機関が連携・協力して、建物から発生した火災を鎮圧する火災防御訓練を実施した。

(6) 交通対策訓練

警察、土木担当部局及び関係団体等の相互連携のもとに、車両等の通行を禁止するなどして、緊急通行路の確保等を実施した。

(7) 多数遺体取扱訓練

大規模災害発生時における適切な遺体取扱方法を理解するとともに、関係機関との連携を相互に確認・検証した。